

1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由

(1) 漁業法及び水産資源保護法は本来は自由に捕ることができる水産資源を、資源の保護培養や漁業調整といった公益的な観点から統一的に規制することが求められ、これを懲役、罰金等で担保しているものである。その上で、都道府県ごとに異なる漁業や生息する水産資源の状況に応じ、各地域ごとにきめ細やかな制限又は禁止の措置等を行うことができるよう、法律制定当時より漁業調整規則の制定・改廃を都道府県知事に委任し、これを農林水産大臣が認可することとなっている。仮に、漁業調整規則の改廃を国の認可にかからしめなかった場合、広域的にみて漁業調整上及び水産資源の保護培養上問題のある規制の改廃が行われるおそれがある。

(2) アユやモクズガニなど普段は内水面に生息している資源であっても、幼少期など成長過程の一部を海域で過ごすものが多く、地域的な広がりを有する集団として資源の維持がなされていることから、単に一つの県内のみを流れる河川かどうかといった地形的観点だけでは、資源に与える影響を判断することはできない。

このため、漁業調整規則の改正が行われる場合、県の区域に留まらず広域的な観点から地域の資源に影響を及ぼすおそれがないことを国が確認する必要がある。

(3) また、一つの県内のみを流れる河川や湖沼であっても、複数の県の遊漁者が利用している場合には、これら関係者への影響も考慮することが必要となる。

例えば、鳥取県の河川には、隣接県をはじめ他府県から相当数の遊漁者が来県し、アユやヤマメなどの釣りをに行っていると承知しているが、これら関係者への影響についての調整の必要性の有無についても、国が広域的な観点から確認する必要がある。

(4) さらに、地方自治法に基づく是正の措置は、あくまでも事後的な関与であり、認可にかからしめなかった場合、

- ① 資源に大きなダメージが加わる
- ② 不適切な規制に基き懲役刑が科される
- ③ 同一の行為に対し罰則の重さが頻繁に変更される

といった事態が生じる可能性が否定できず、法的安定性が損なわれるおそれがある。

(5) 以上のことから、漁業調整規則の制定や改正に当たっては、農林水産大臣の認可が必要と考える。

2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方

① 特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について

提案県は「乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調整結果等の科学的データに基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる」との見解であ

るが、それだけでは、上記1の(2)、(3)にあるような広域的な観点からの地域資源に与える影響や広域的な調整の必要性を判断できるものとは言いがたいと考える。

② 規制の方法が不平等にならないこと

提案県は「規制改正に当たっては他県の規則内容の確認を行い、慎重に判断している」との見解であるが、例えば、これまで相談のあった事例で同一県内の他の河川とのバランス等も考慮していないケースも見られるなど、必ずしも他地域の規制内容の確認が十分であるとは言い難い。

また、提案県から同一魚種で地域ごとに規制内容に相違がみられる事例として挙げられているアユの解禁日等については、産卵時期の変化を反映したり、資源の保存及び有効利用を図る上で、自県においては隣県等よりも厳しい措置を講じたいとの当該県の考えを検討し、妥当と考えられる範囲で解禁日を6日遅くする等の改正を認可したものであり、地域性を考慮しつつ、6月1日からは近隣県全てで解禁とするという点で一定の統一性が維持されていると考えている。

③ 罰則の重さの相違

漁業法第65条第4項及び水産資源保護法第4条第4項は、規則で6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科を規定することができることとされていることから、認可にかからしめない場合、制度的には都道府県間で相違が生じることが考えられる。

なお、漁業調整規則に違反した場合の罰則には、提案県が指摘した漁業法第65条第4項に規定する内容のみならず、漁業法第138条第6号及び水産資源保護法第36条第1号の規定（3年以下の懲役又は2百万円以下の罰金）もある。

3. 改正事務の所要期間短縮について

実質的に漁業調整規則の改正に要する期間については、どの時点から期間に算入するかという点だけでなく、改正に際して水産庁に相談するまでの都道府県側の準備状況、改正内容や条文数などによっても異なるため、県担当者から水産庁に対してはじめて相談があった時点まで遡って「改正に要する期間」とするならば、これを単純に比較することはできない。

なお、水産庁としては都道府県における漁業調整規則の制定・改廃が円滑に行えるよう、モデル例として内水面漁業調整規則例を提示するなどの対応をすでに行っているところであるが、実質的に規則改正に要する期間の短縮につながるよう、今後、内水面漁業調整規則改正の事務手続きにかかる都道府県担当者への説明会の開催について検討することとしたい。